

船員の労働時間及びその管理に関する事項

改正規則等

海上労働システム規則
海上労働システム規則実施要領
(日本籍船舶用)

改正理由

船員の働き方改革に伴い船員法が改正されたため、当該改正に整合させるべく関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船員の労働時間等を管理する記録簿の保管を行う者を、船長から船舶所有者に改める。
- (2) 操練及び航海当直の交代に伴う作業を、労働時間の例外規定から削る。

「海上労働システム規則」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.3 労働時間及び休息时间（第2.3規則）

-15.を次のように改める。

-15. 船長船舶所有者は、船内船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え、船員の毎日の労働時間及び休息时间並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を前~~14.~~に定める言語により標準化された様式に記録すること。また、船舶所有者は、船長又は船長の委任を受けた者及び船員によって受諾された記録の写しを船員に交付すること。

「海上労働システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.3 労働時間及び休息时间（第2.3規則）

-7.を次のように改める。

-7. 規則附属書 3.2.3-1.から-15. (-2.を除く。)の規定は、次に掲げる人命、船舶、もしくは積荷の安全を図るため、又は、人命もしくは他の船舶を救助するために緊急を要する作業について、船長が自ら従事し又は船長を除く船員に従事させる場合には適用しない。

~~(1) 人命、船舶、もしくは積荷の安全を図るため、又は、人命もしくは他の船舶を救助するために緊急を要する作業~~

~~(2) 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業~~

~~(3) 航海当直の通常の交代のために必要な作業~~